第明治三二十種郵便物認可日

平成２２年（フ）第５８号
岡山県倉敷市藤戸町天城493番地31
債務者　水津　　勉
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
岡山県美作市湯郷812番地３、住民票上の住所岡山県美作市湯郷811番地７
債務者　岡田　一義
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第５９３号
香川県東かがわ市引田3615番地１
債務者　山本　忠治
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４６号
香川県さぬき市長尾東1023番地１
債務者　冨田　敬子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４３５号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新田町54番地
債務者　佐藤　辰郎
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６号
三重県南牟婁郡御浜町大字上野639番地
債務者　吉原　武志
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第１１号
北海道小樽市末広町39番５号
債務者　種村　征美
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２８号
北海道小樽市花園３丁目16番14号
債務者　荒木　　修
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第９号
北海道苫小牧市日の出町２丁目５番12号　マイン日の出203
債務者　山田　俊一
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２２号
北海道苫小牧市三光町３丁目５番５号
債務者　住岡　和子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２９９号
宮城県名取市ゆりが丘１丁目17番地の８
債務者　金木　奈々（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３０１号
仙台市太白区中田町字境21番地の８
債務者　齋藤　　勇
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２０号
福島市野田町６丁目12番26号荒川マンション204
債務者　及川　　正
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２１号
福島市野田町７丁目６番27号堀川マンションＡ棟502号室
債務者　及川津也子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第８５号
茨城県笠間市石井381番地１
債務者　長瀧　雅美
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１１１号
茨城県ひたちなか市大字市毛1030番地　那珂川アパートＥ棟203号
債務者　浜野　義一
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１１２号
茨城県ひたちなか市大字市毛1030番地　那珂川アパートＥ棟203号
債務者　浜野　幸恵
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
水戸地方裁判所